

博士学位論文審査要旨

2022年1月27日

論文題目：ハンナ・アーレントー「批判」の政治哲学ー

学位申請者：和田昌也

審査委員：

主査： グローバル・スタディーズ研究科 教授 岡野八代

副査： グローバル・スタディーズ研究科 教授 Anne GONON

副査： グローバル・スタディーズ研究科 教授 菊池恵介

要旨：

本博士論文は、すでに国内外で多数の研究書が公刊されているハンナ・アーレントの方法論を「批判」に求め、アーレントの思索の核心を、複数の人びとによる政治活動の可能性の条件の探求に定位することで、彼女の主著で論じられる主要テーマである、「政治」、「労働」、「法」概念を精緻に解釈し、アーレント思想に現代的なアクチュアリティを見いだそうとした意欲的な論考である。

本論文は、序論においてアーレントによる「政治哲学」批判を、アメリカのみならずフランス思想における同時代の政治哲学の復権という潮流のなかに位置づけることで、その独自性を「活動」の忘却に抗う試みとしての「批判の政治哲学」と特徴づける。アーレントにとって、既存の政治哲学は、本来知りえないはずの複数の他者の実践について、理論の一般化の力で活動のもつ可能性をむしろ閉ざしてきた。

第一章では、こうした「批判」こそが、アーレント思想を貫く方法論であり、批判のさいは人間存在の「複数性」を公準として、政治が可能となる条件を探るために、周知の活動/ 仕事/ 労働といった区分や私的/ 公的の区別がなされたのだと論じられる。

第二章では、アーレント思想に最大の影響を与えた全体主義の経験に着目し、『全体主義の起原』の読解を通じて、彼女の全体主義批判こそが、その後の「新しい政治」が始まる諸条件の在り処を示していることが指摘される。全体主義の支配は、法的人格、道徳的人格、政治的人格の破壊を通じて行われたがゆえに、政治的公共空間の可能性の条件として人間存在の複数性の復権を構想するアーレントは、「法」、「労働」、「政治」という相互に関連した領域を考察した。よって、本論文の以下では、この三領域に関して、精緻な読解が展開される。

第三章では、アーレント思想においてもっとも注目を浴び、これまで決断主義的、審美的、闘技、熟議など多様な解釈がなされてきた政治概念を、政治の可能性の条件を見極める作業として彼女の政治論を抽出することで、意見の政治、友人との語りといった新しい政治像を提示する。

第四章は、アーレント思想の弱点とも論じられがちな労働論を取り上げる。とりわけ、生命維持にとって労働がもつ不可避的な性格を認めつつなお、労働からの解放という実践のもつ政治的意義が救い出される。労働しつつなお活動に与し得る条件を探る労働論のなかで、アーレントは所有権批判を展開したのである。

第五章では、前章で明らかにされた個人のアイデンティティや流動的な人間社会に安定性を与える所有権を端緒に、「はじまりの法」というアーレントにオリジナルな法概念が描き出される。アーレントのアメリカ革命とその後の憲法制定過程の読解は、始まりをめぐるアーレントの難解な原理をめぐる議論の具体例として読解されることで、アーレントの活動論は「恣意性を免れな

い」といった長きにわたり指摘されてきた懸念が払しょくされる。

本論文は、体系的でないといわれるアーレント思想の全体像を示そうとするがゆえに、申請者が示す枠組みは、強引な解釈にもみえなくはない。しかしなお、アーレントのテキストの内在的な読解に徹し、没後 45 年以上を経てなお、研究書はいうまでもなく、未刊行の草稿、書簡集などの出版が相次ぎ、思想の一部を専門的に深く論じられる研究動向がみられるなか、アーレント思想の全体像をオリジナルな視点から描き出そうとする果敢な挑戦であることは高く評価される。

以上より、本論文は博士（アメリカ研究）（同志社大学）の学位論文として十分な価値を有するものと認められる。

総合試験結果の要旨

2022年1月27日

論文題目：ハンナ・アーレント「批判」の政治哲学—

学位申請者：和田昌也

審査委員：

主査： グローバル・スタディーズ研究科 教授 岡野八代

副査： グローバル・スタディーズ研究科 教授 Anne GONON

副査： グローバル・スタディーズ研究科 教授 菊池恵介

要 旨：

総合試験は、2022年1月24日、午後3時より午後4時半まで行われた。

まず、申請者より40分の論文内容の報告があり、論文の目的と構成、方法論、先行研究のなかでの本論文の位置づけ、本稿の現代的な意義と今後の課題が説明され、思想家アーレントが取り組んだ政治的課題が明らかにされた。

その後、50分にわたり、主に1) アーレントの方法論としての「批判」解釈の妥当性、2) 政治的出来事・事象について論じたアーレントを、一貫した理論家として扱うことの現代的意義、3) 労働論解釈をめぐる疑問がなされた。

1) については、アーレント自身積極的な「批判」についての議論をなしていないなか、なぜ申請者は、批判こそがアーレント思想の全体像を掴む方法論として中心にすえたのか、その意義について質問がなされた。2) については、一般にアーレントは政治哲学の体系的な理論家というより、全体主義の経験、ホロコーストの責任問題、市民的不服従、パレスチナ問題など、同時代の出来事を哲学的に考察した政治思想家として知られている。そのアーレントの著作群から純粋な政治理論を抽出しようとする、極めて直観的かつ難解な抽象論とならざるをえず、却ってその面白さが見失われるのではないかとの指摘がなされた。また、3) に関して、プラトン以前のギリシャ・ポリスの経験をモデルとするアーレントの政治理論には、近代以降の資本主義に関する分析が欠落するなど、大きな難点がある。そのアーレントの労働論に新自由主義の時代の労働問題を考える手がかりを求めるのは、やや難しいではないかとの指摘もなされた。

以上の質問に対し、申請者は、博士論文のテーマとしてアーレントが獲得した根本的な課題に迫るためには、アーレントの思想の特徴をよりよく掴めるテーゼを提出する必要がある、アーレントが扱った様々な個々の事例について歴史的な脈のなかで再評価しようとする多くの先行研究とは異なるアプローチを目指したのが本論文であると説明された。また、たしかに現在の新自由主義的な文脈では、アーレントには資本主義批判の観点が弱いといった点は認めるが、労働を個人主義的な視点ではなく、世界の中でその意味を問うたアーレントの議論は、現在よりいっそう注目されるべき価値があると主張された。

口頭試問はすべて日本語でなされたが、本論文で使用された英語・フランス語の文献読解から申請者には研究遂行上十分な語学能力があると認められた。

以上より、総合試験の結果は合格であると認める。

博士學位論文要旨

論文題目：ハンナ・アーレント―「批判」の政治哲学―

氏名：和田 昌也

要旨：

本論文は、ハンナ・アーレント（1906－1975）による「新しい政治哲学」の構想について考察することを目的とした。それは、プラトンに端を発する西洋の伝統的政治哲学、とりわけ「政治」と「哲学」の反目、そこから帰結する「哲人政治」の在り方に対する大胆なアンチテーゼとして取り組まれてきたものの、アーレントはその試みを仕上げるには至らなかった。とはいえ、彼女がそのような政治哲学の伝統における忘却から「活動」を救い出し、人間の「複数性」というこの世の「事実的真理」に立脚しながら、「政治とは何か」と問うその営為の意義に鑑み、アーレントがいかなるものとして「新しい政治哲学」を捉えようとしていたか、それを彼女の言明を辿りながら再構成することが必要不可欠な作業となった。その手順は以下のとおりである。

第一章では、アーレントの「新しい政治哲学」の基軸に据えられた方法論の考察を行った。まず、アーレントの方法論に関しては、先行研究ではすでに主として「現象学的方法」、「物語法」、「状況からの問題化」が提示されてきたが、いずれもアーレントの、理論と実践の関係を巡る方法論のアンビバレンツを捉えられていないことを指摘した。

そこから、「新しい政治哲学」を構想する1950年代後半の「政治入門」の提案書において、その方法として「批判」を位置づけている点に着目し、当概念の解明の必要性を強調した。しかし、その提案書内では十分に示されていなかったその「批判」概念が、後年、『カント政治哲学講義録』において、再度、主題化され、そこでアーレントが「私たちの知りうることと知りえないこと」を区別する術として位置づけていることを明らかにした。

最後に、この方法論の特質が、「複数性」を公準とすること、さらには、そのような人間の複数性ゆえ、「知りえないこと」という実践の領域と理論の領域としての「知りうること」の区別の遂行に存することを指摘し、アーレントの政治哲学が、実践の規範の提示を目指すのではなく、そのような実践が可能となるような諸条件を「批判」によって闡明することを任とするものであると考えられることを示した。

第二章では、「新しい政治哲学」がいかなる問題関心の下で構想されたか、その問いの構造を明らかにした。

アーレントは「新しい政治哲学」の必要性を50年代初旬より、具体的には1954年の論稿「近年のヨーロッパ哲学思想における政治への関心」で直截的に説いたが、その基本構想は、1950年の8月のノートではすでに示されていた。そのようなアーレントの取り組み背景を成すものが『全体主義の起原』である。とりわけ、彼女が後に「政治的なもの」と称するようになる、全体主義体制下での三つの人格の破壊の議論から浮かび上がる法・道徳（労働）・政治の三幅対から、その問いの構造が把握されるべきである点をまずは、指摘した。

次に、そのような「政治的なもの」の把握に基づく「新しい政治哲学」はいかなる仕方で構想されるべきとアーレントが考えているかを明らかにした。それは、54年の二つの論稿「哲学と政治」ならびに「近年のヨーロッパ哲学思想における政治への関心」で明確にされているとおり、一方で、複数性を把握すれども、それを再度、人間の行為の規範や当為を示し、プラトン流に一つの鑄型へと押し込む政治哲学の伝統的流儀には与せず、他方で、そのような規範や当為の不可能性、「反基礎付け主義」ゆえ、アーレントと同時代のフランス実存哲学が謳ったように「活動へ

の跳躍」によって可能になるともアーレントは考えていない。むしろ、全体主義の時代以降、なおも「政治的なもの」の破壊のプロセスにある現代世界の趨勢において、そのような政治の可能性の条件を徹頭徹尾思考し続けることに、アーレントは「新しい政治哲学」の課題を据えたことを指摘した。

第三章以下は、「政治的なもの」を構成する三つの要素について、各々「批判」の観点から考察を行った。

第三章は、アーレントの「政治」概念について考察を展開した。

まず、先行研究においては、当概念について、これまで「決断主義」、「審美化」、「闘技主義」、「熟議」等々とそのモデルが示されてきたが、それらの問題は、アーレントにとって、全体主義の考察で明らかになったとおり、政治とは「自発性」の相のもと、捉え返されるべきものであることを看過している点にあることを明らかにした。

次に、そのような「自発性」の現れとして理解されるべきアーレントの政治はいかにして可能になるのかを、彼女のソクラテス論に着目し、「意見の政治」として捉えられなければならないことを明らかにした。それは、アーレントにとって、意見は「複数性」、「相対性」、「世界性」という三つの肝要な特質を備えるものであるがゆえであった。

最後に、そのような「意見の政治」の顕現には、まずなにより、「自己との一致」、すなわち、人が自己との対話を重ねながら、矛盾することなく自らの声で語るということという条件、それと同時に、人が自己内対話に耐えきれず、自我の分裂の危険から救ってくれる、私的領域と公的領域の中間的存在としての「友人」が必要不可欠であるとアーレントが考えていることを指摘した。

第四章は、「政治的なもの」に密接したアーレントの労働概念について着目した。

まず、アーレントの労働概念の再解釈の必要性を説いた。研究史においては、これまでアーレントの当概念について、『全体主義の起原』と『人間の条件』を架橋するマルクス研究（『カール・マルクスと西欧政治思想の伝統』）に関する一定の研究によって解明が試みられてきたが、主として、アーレントの人々の間の言葉と行為によって織り成す「活動」にとって「前政治的なもの」という否定的な理解が呈されるに留まってきた。しかし、そのような理解はアーレントの労働論に対し、一面的であると指摘した。むしろ、彼女の労働論の真意は、古代ギリシアにおいてそうであったように、労働を蔑視することでもなく、近代のロックやマルクスのように、労働を称揚するのでもなく、世界を維持し、保存するうえで必要不可欠なものとして位置づけるところにあったことを明らかにした。

次に、そのような労働の物的側面を肯定するアーレントとはいえども、その人的側面、とりわけ、労働における人間の「世界疎外」については問題視している点を考察した。そこでアーレントが、労働の世界疎外的性格を撤廃するのではなく、その都度暫定的に緩和する方途として「所有権」を構想している点に着目した。彼女にとって所有権とは、私的領域とともに公的領域を確立する「壁」として捉えられるべきものであるが、それは、労働の対価ではなく、今日の「富」のような不安定性を特徴とすべきものでもなく、市場の流動化の力学からも自由であるべきもの、端的に法と政治の力によって安定的に確立されるべきものであることを、古代ギリシアの所有権論を範として構想されている点を明らかにした。

第五章は、アーレントの法概念に着目した。

まず、これまでアーレントの法概念が、彼女の特徴的な「活動」や「権力」、「政治」概念等々と比して、あまり注目されてこなかったことから、それに対し、彼女の法への関心が初期より一貫して存在してきたこと、とりわけ、全体主義的法から伝統的法概念に至るまで、徹底した批判を行ってきたことを示した。

次に、それでも一定為されてきた先行研究においては、アーレントの法概念について、彼女自身、各所でその重要性について言及してきた、古代ギリシアの法概念「ノモス」と古代ローマの法概念「レックス」のいずれかに引き付けて解釈される傾向にあった点を指摘した。そこから、

アーレント自身は、ノモス、レックスいずれの意義も認めながらも両者の限界も併せて指摘してきた点を明らかにし、別所に真意を求めるべきであることを示した。

最後に、アーレントが、ノモス、レックスの限界を乗り越えるべく、「新しい法概念を内蔵」と評したアメリカ革命とその憲法化のプロセスに着目し、そこに内在する法の源泉、その原理としての「はじまり」に引き付けて法を新たに捉え返していることを明らかにした。

「結び」においては、アーレントが一人の範例的人物として尊敬していたローザ・ルクセンブルクに関する逸話に基づきながら、アーレント自身が、世界の不正義に抗する在り方が、つねに内在的でなければならないと考えている所以を示し、以上で示されてきたアーレントの「新しい政治哲学」もそのような仕方、すなわち「理論」と「実践」の間に位置づけられ、構想されている点を強調した。